

枚方市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成29年6月7日

枚方市

監査委員	勝山武彦
同	大西正人
同	上野尚子
同	八尾善之

1. 通知を行った者の氏名等

枚方市長 伏 見 隆

平成 29 年 5 月 18 日付け土管第 11 号

「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」

2. 通知を受けた日

平成 29 年 5 月 22 日

3. 監査の結果に関する報告

平成 29 年 3 月 30 日付け枚監査第 267 号

「定期監査等の結果について」

4. 講じた措置の内容

(1) 対象部局名及び指摘事項

《土木部 道路河川管理課》

○現金等の管理状況について

道路河川管理課では、道路関係図面写しの発行について、コピー代金を徴収している。

今回の監査において、不明金が発生していることが判明し、コピー代金と合わせて保管されていた。さらに、コピー代金に係る釣銭は、これらの金銭から支払われており、不適正な処理が行われていた。

また、コピー代金の指定金融機関等への払込みについて、枚方市会計規則第 24 条の規定に基づく時期に手続は行われていなかった。

今後は、現金等の取扱いについて、チェック体制を確立し、同規則及び枚方市公金等の保管に関する規程に基づき、厳正に事務を執行するよう指摘する。

(2) 措置内容

現金の管理については、「枚方市会計規則」「枚方市公金等の保管に関する規程」により適正に会計処理をするとともに、差異が生じた場合は、本定期監査後に定めた所管課内規の「図面写し発行費用等の精算処理に関する取扱い要領」に基づき処理を行う。